

議 題

グリーン金融と持続可能な発展

開催日時

2021年6月5日<16時40分~18時30分>（テレビ会議形式で開催）

発言者

朱 旻 氏（中国人民銀行国際司長）<講師>
 徐 忠 氏（中国銀行間市場交易商協会副秘書長）<講師>
 岡田 大 氏（金融庁総合政策局総合政策課長）<講師>
 清水季子 氏（日本銀行理事<国際担当>）<講師>
 飯山俊康 氏（野村証券副社長）
 大島 周 氏（みずほ第一フィナンシャルテクノロジー前社長）
 岡寄久実子 氏（キヤノングローバル戦略研究所研究主幹）
 梶川文博 氏（経済産業省産業技術環境局環境経済室長）
 木下信行 氏（東京金融取引所理事長）
 高橋慶子 氏（財務省国際局開発企画官）
 柴田 聡 氏（金融庁総合政策局総務課長（兼中国カントリー・ディレクター））
 葉 燕斐 氏（中国銀行保険監督管理委員会研究局一級視察員）
 劉 尚希 氏（中国財政科学研究院長）
 三井千絵 氏（野村総合研究所ホールセールプラットフォーム企画部上級研究員）
 井上哲也 氏（野村総合研究所金融デジタルビジネスリサーチ部首席研究員）<司会>

1. 第2部講演
2. 第2部質疑応答

1. 第2部講演

徐忠氏（講演）：

○ NAFMIIによるグリーン金融の良質な発展の促進

・中国のグリーン金融（気候温暖化防止に関するサステナブル・ファイナンス）は遅れて始まったが、現在は急速に発展している。2015年に中国共産党中央委員会と國務院が「生態文明の建設の促進に関する意見」を発表し、グリーン・ローンや排出権担保などの資金調達モデルの普及を初めて提案した。2016年には、中国人民銀行や財政部など7部門が「グリーン金融システムの構築に関する指導意見」を発表し、グリーン金融債、グリーン債務による資金調達ツール、グリーン企業債、グリーン社債などの商品の急速な発展を促進した。さらに、2020年9月に習近平書記長は「30・60（2030年までの炭素排出量のピークアウトと2060年までのカーボン・ニュートラルの実現）」を約束し、グリーン化と低炭素化を国家戦略に引き上げたことで、グリーン金融をさらに促進した。

・しかし、グリーン金融市場の質の高い発展を促進するには、政府による枠組みを積極的に推進する（「トップダウン」）だけでなく、「ボトムアップ」との組み合わせも必要である。中国銀行間市場交易商協会（NAFMII）は、この点から、ESG投資家の育成、情報開示要件の強化、仲介機関の行動の規範化、商品のイノベーションなどに取り組み、グリーン金融市場の質の高い発展を促進している。

・具体的な取り組みとしては、第一に中国の「グリーン金融」を国際基準と整合的なものとする。政府の3部門（人民銀行、発展改革委

員会、証券監督管理委員会）が公表した「グリーン・ボンド支援プロジェクトカタログ（2021年版）」は、化石燃料のクリーン利用に関する内容を削除し、国際基準への準拠を基本的に実現した。NAFMIIは、監督管理部門の指導に従って自主規制機関や市場参加者と協力し、グリーン・ボンド基準委員会を積極的に設立し、中国版のグリーン・ボンド原則の策定を検討し、国内基準の統一を促進している。銀行間市場は国内最大のグリーン・ボンド市場であり、国際基準との整合性が望まれる。

・第二に情報開示の要件を強化する。情報開示はグリーン金融市場を統制するメカニズムの前提である。現在、NAFMIIは金融機関、債券発行者、公的部門別に環境情報開示の義務化と規範化を強化し、プロジェクトに関する詳細な情報の開示を要求し、炭素排出削減の環境効果や利益への影響に関する情報開示を導入・強化し、炭素排出削減にどれだけ貢献したかを投資家に真に理解させるよう取り組んでいる。例えば、NAFMIIによって導入されたカーボン・ニュートラル債は、資金使途、プロジェクトの評価、手続きの承認、管理などに関する情報開示の要件を明確にする必要がある。また、クリーンエネルギー、クリーン輸送、持続可能な建築、産業の低炭素化など、投資が支援する分野の明確化も必要である。

・第三にESG投資家を積極的に育成する。グリーン・ボンド市場の質の高い発展を促進するには、商品のイノベーション、基準の統一、情報開示の工夫によって、投資家にとってグリーン金融の魅力を高める一方、より合理的なインセンティブメカニズムを設計して、投資

家の社会的責任感を育成する必要がある。グリーン・ボンドには高い環境効果があるため、ESG の意識と責任に基づく投資目標を持つ機関投資家をより多く引き付けることができる。これらの機関投資家は一定のプレミアムを負担するか、やや低い収益率を受け入れる意欲があるからだ。ここ数年、国内の機関投資家の多くは社会的責任の履行状況を公表しているが、比較的一般的な実績を公表する機関もあり、その一部は有名無実である。NAFMII は 2020 年から、グリーン投資家のランキングを毎月発表し、グリーン・ボンドの典型的なケースの広報に注力し、地域のグリーン政策推進・交流会を開催することで、市場に参加する機関投資家や個人投資家に前向きなインセンティブを与えている。政策指導の面で、NAFMII は差別化された監督管理政策、財政補助金政策、優遇政策により投資家のグリーン投資の拡大を導き、投資家を育成している。

・第四に仲介機関の行動を規範化する。認証・評価機関はグリーン・ボンド市場の質の高い発展にとって重要な柱である。現在、グリーン・ボンドの評価・認証に参加している機関は、会計事務所、格付機関、エネルギー環境コンサルティング機関、その他の学術機関など、多数に亘る。NAFMII は仲介機関の行動を積極的に規範化し、グリーン・ボンドの評価・認証機関の登録を実施し、市場化された評価と業務品質のクロスチェックなどを通じてグリーン・ボンドの評価・認証業界の基準の統一を促進している。

・第五に商品のイノベーションによりグリーン・ボンド市場のレベルの高い発展を促進する。中国では伝統的なエネルギーが比較的高いウエイトを占めており、グリーン・ボンドの発展だけでは低炭素化の目標は現実に達成できない。このため、海外の経験を参考に、より多くのグリーン・トランジションに関わる金融イノベーション商品を導入し、多層的な商品体系を形成することが必要である。また、明確な狙いに基づくメカニズムの設計によりグリーン金融の質の高い発展を促進し、低炭素化トランジションの発展目標を積極的に支援する。政府の「カーボン・ニュートラル」目標の達成に向け、NAFMII は 2 月 8 日に中国初のカーボン・ニュートラル債 6 銘柄を正式に導入した。カーボン・ニュートラル債はグリーン債務による資金調達ツール的一种であり、気候債券イニシアチブ(CBI)により発行された気候債券、国際資本市場協会(ICMA)により発行されたトランジション・ボンドに類似している。債券発行による調達資金が炭素排出削減に資するグリーン・プロジェクトに利用されることが特徴である。

・さらに、NAFMII は「30・60」目標に深刻な影響を受ける地域と業界向けに、4 月 28 日にサステナビリティ・リンク・ボンド(Sustainability-Linked Bond、SLB)を導入し、5 月 10 日に 7 銘柄が初めて発行された。伝統的エネルギー業界の発行者は、プロジェクトの炭素排出の削減量を約束する必要がある。この目標を達成できれば、発行者は元本と利息を正常に返済すればよいが、目標を達成できない場合は、発行者は実績に応じて債券の利率、期限、規模などを調整する必要がある。つまり、所定の条件を満たさない場合、資金調達条件に対する「懲罰的な」調整が行われる。このようなトランジション・ファイナンス商品は、資金調達条件を発行者の持続可能な発展目標

にリンクさせ、第三者がそうした目標の達成状況を定期的に検証することで、発行者による低炭素化の促進に効果的な市場メカニズムを提供する。

○ グリーン金融における日中協力の展望

・現在、米中や日中の間には競争があるが、これらの三カ国は気候変動とグリーン金融発展の分野で幅広い共通の利益を有している。人類運命共同体の観点から考えると、日中間のグリーン金融分野での協力は有望である。

・先進国として、日本はグリーン金融の分野で豊富な経験を有しており、中国のグリーン・ボンド市場の構築に一層関与しうる。近年、NAFMII は投資家の参入や取引・カスタディなどの市場メカニズムの改革を推進し、海外投資家による債券投資の利便性を一段と高めている。日本の金融機関による中国のグリーン・ボンドへの投資の拡大を期待している。また、近年では、中国のパンダ債市場の構築も大幅に推進されており、制度の規範化と投資の利便化が進んでいる。グリーン・ファイナンスの需要のある日本企業が、中国市場でグリーンパンダ債を発行し、中国の資金を利用して日本の低炭素化の発展を支援することも歓迎している。

朱雋氏(講演):

<対外公表不可>

岡田大氏(講演):

○ サステナブル・ファイナンスの重要性と位置づけ

・日本政府は、2050 年にカーボン・ニュートラルを達成する目標を掲げるとともに、2030 年における温室効果ガスの排出を 2013 年度に比べて 46%削減することを目指すとして表明した。こうした野心的な目標を実現するためには、日本の経済社会や産業は抜本的な改革を進める必要がある。

・サステナブル・ファイナンスを推進するには、政府による強力な施策が必要であると同時に、民間資金が主たる役割を果たすことが重要である。このため金融庁は、関連省庁と連携しながら、サステナブル・ファイナンスの推進に向けた施策を検討している。

・目標は、世界全体で 3000 兆円とされる環境投資の一部を日本に呼び込むとともに、日本企業が保有する 240 兆円の現預金を温暖化対策に振り向けることである。こうした施策を通じて企業による環境保護に関連した設備投資が増えれば、カーボン・ニュートラル目標を実現しつつ、経済成長を維持するための原動力となることが期待される。

○ サステナブル・ファイナンスの推進に向けた取組み

・検討している施策の柱は、企業による情報開示の強化、「グリーン国際金融センター」の実現、トランジション・ファイナンスの支援、銀行による取引先対応の支援の四つである。

・情報開示の面では、日本にも気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の事務局が設置され、企業に対して年次で関連情報の

開示を求めている。内容としては、気候変動に対する企業内での組織横断的な担当部署の設置状況、気候関連リスクの特定や軽減策の検討状況、二酸化炭素の排出削減目標の達成に必要な技術やその開発と実用化戦略の策定状況、中長期的な二酸化炭素の排出削減目標の設定状況などが含まれる。

・既に世界で最多となる約 400 社の日本企業が TCFD 開示に取り組んでいるが、気候変動の長期で不確実な影響を考慮する必要があるといった理由で、依然として多くの企業がこうした開示を躊躇している。このため金融庁は、今年 6 月を目途にコーポレートガバナンス・コードを改訂し、「プライム市場」の上場企業には TCFD または同等の枠組みに基づく質量双方の面からの情報開示の充実を求める方針である。

・サステナブル・ファイナンス市場の発展は、「世界に開かれた国際金融センター」としての日本の地位向上にも寄与する。現在、日本のグリーン・ボンド発行額は中国より顕著に少ないが、今後はグリーン・ボンドやトランジション・ボンド等の環境関連債券の市場を拡大していく必要がある。

・そのために、一覧性のある情報プラットフォームを構築し、調達資金の使途や情報開示の適切さに関する検証を容易にするほか、ロンドン、香港など海外取引所の経験を参考にしつつ、環境関連債券の認証の枠組みを整備する。こうして「グリーン国際金融センター」を実現することで、資本市場を通じたサステナブル・ファイナンスを推進し、日本だけでなくアジアや世界の環境対策産業の発展に貢献することが期待される。

・アジアや世界の脱炭素化を円滑に実現するためには、純粋な環境対策産業を除く多くの産業のトランジションを漸進的に進めることが必要である。そうした考え方の下で、金融庁は経済産業省や環境省とともに、本年 5 月に「トランジション・ファイナンスに関する基本指針」を策定した。今後は、温室効果ガス削減のための明確な戦略プランを検討し、多排出産業に向けた分野別ロードマップを策定する予定である。

・日本の金融システムでは銀行を通じた間接金融の割合が高いだけに、気候変動への対応においても、銀行の監督と適切なインセンティブの付与は重要である。金融機関には、気候変動リスクの管理を強化し、気候温暖化に伴うビジネスや財務への影響を適切に評価し、共通シナリオに基づく頑健な事業戦略を策定することが求められる。それと同時に、取引先との密接な対話を通じて、企業による気候変動への対応や新たなビジネスの構築を支援することが求められる。取引先とのこうした密接な対話は、地域社会の持続可能な発展にも貢献しうる。

清水季子氏(講演):

○アジアにおける気候変動問題の重要性

・気候変動は経済のみならず社会に広範な影響を及ぼし得る重要な課題である。そして、その影響を最も受けやすい地域がアジアと言われている。実際、アジアは、洪水、地滑り、干ばつなどの大規模な

自然災害の被害を最も受けやすい地域と言われ、これはひいては、域内の人々の生活環境や土地などの固定資産に甚大な影響を及ぼす可能性がある。また、アジアは温室効果ガスを世界で最も排出している地域であり、その排出量は実に世界の半分程度を占めている。このため、欧州主導で議論が進められる傾向にあるこの問題は、アジアにとってこそ優先的な政策課題であるといえる。

・温室効果ガスの排出削減に向けた道筋を描くのは、第一義的には政府の役割であるが、中央銀行も、持続可能な世界へと移行していく中で、マニフェストに則してその役割を果たしていくことが求められている。

○気候関連金融リスク

・現在、中央銀行が取り組むべき気候変動関連の課題として、最も広く認識されているものの一つに、気候関連金融リスク、すなわち、気候変動が様々な経路を通じて金融システムを不安定化させるリスク、への対応が挙げられる。今年 3 月に、日本銀行は気候関連金融リスクに関する国際リサーチ・ワークショップを開催した。その中で、気候関連リスクを適切に管理していくためには、金融資産の価格にこれらのリスクを適切に反映させる必要がある、との共通した見解がみられた。もっとも、気候関連リスクには、金融における伝統的なリスク項目と比べ、正確なデータが不足している点や、信頼できるリスク計測方法がまだ確立していないといった、幾つかの根本的な課題が存在している。課題解決には、政府、中央銀行、学界、金融実務家など、幅広い関係者が協力し合いながら、データの蓄積と分析、並びに、計測方法の確立等を進めていくことが重要である。

○気候変動と中央銀行ポートフォリオ

・また、中央銀行では、自己が保有するポートフォリオのグリーン化を通じて持続可能な社会への移行に貢献できないか、という議論がある。

・中央銀行は幾つかのポートフォリオを保有しており、一般的には、金融政策ポートフォリオ、外貨資産ポートフォリオ、その他の非政策ポートフォリオに区分される。

・まず、金融政策ポートフォリオである。金融政策運営においては、前提となる経済・物価に関する情勢判断を、気候変動やこれに対する政府の政策対応の影響を踏まえて行っていく必要がある。そこから、より積極的に気候変動への対応措置を講ずるべきかについては、マニフェストや金融政策手段の市場中立性との関係性などから整理すべき論点が多く、世界の中央銀行は、まさにその答えを模索しているところである。

・次に、外貨資産ポートフォリオである。中央銀行の中には、金融政策ポートフォリオ以外にも、外貨準備を保有している先がある。外貨準備の運用は、有事に備え、換金可能性の高い、安全性、流動性に配慮した投資を行うことが運用上の最優先事項となっている。この観点から、その運用基準にグリーンを要素を含めるといふ動きは、欧州の主要中央銀行においても少ない模様だが、ネットゼロに移行していくもとの、こうした要素を検討する動きが広がっている。

・最後に、その他の非政策ポートフォリオである。日本銀行はこうしたポートフォリオは有していないが、欧州等の中央銀行は、自己の収益のための投資や、従業員の年金基金の運用を行うポートフォリオを有している。これらのポートフォリオにおいては、比較的自由度の高い運用が可能であり、グリーン要素が運用基準に加えられるケースが増加してきているようである。

○日本銀行の取組み

・日本銀行では、複雑かつ多方面に及び気候変動への対応について検討を進めるため、行内に「気候連携ハブ」という組織横断的な会議体を立ち上げるなど、体制の強化を図っている。

・また、ブルーデンスの分野では、気候関連金融リスクを計測し、またそれを管理する体制や手法について、金融機関との対話を深めていくことが、喫緊の課題である。日本銀行としては、これまで、金融庁と連携しながら、金融機関との間で、気候関連金融リスクの把握や管理の具体的なあり方について対話を重ねてきたほか、シナリオ分析等に関してかなり掘り下げた意見交換を行ってきたところであり、今後も、こうした取り組みを一段と加速していくつもりである。更に、日本銀行は、バーゼル銀行監督委員会や金融安定理事会（FSB）における気候変動の議論や調査に、引き続き、積極的に貢献していく。

・このほか、日本銀行は様々な気候変動に関する国際会議に参画している。気候変動関連の国際フォーラムでは、欧州主導で議論が進むことが多い一方、気候変動はアジアにおいてこそ、重要な課題である。日本銀行は、アジアにおける中央銀行ネットワークを通じて、気候変動に対してアジアの中央銀行として何ができるか、という観点で議論を牽引している。

2. 第2部質疑応答

○日本のグリーン成長戦略とビジネスの展開

梶川文博氏：

・日本政府は、2050年にカーボン・ニュートラルの実現を目指し、2030年にGHG排出量を2013年度に比べて46%削減することを約束し、50%という更なる高みを目指すことも視野に入れている。カーボン・ニュートラルの実現は、環境問題に対応するだけでなく、経済成長を実現するための戦略として重要な意義を有している。経済産業省は、トランジション及びイノベーションへの投資を喚起するとともに、企業活動におけるエネルギー消費や二酸化炭素排出の円滑な削減を促進する役割を担う。

・政策目標を実現するため、日本政府は民間資金が大きな役割を果たすための方策を促進している。例えば、世界最大の年金基金であるGPIFは、2020年9月に発表したESGレポートの中で、低炭素技術に関する分析を行い、日本株は外国株に比べて、技術による収益可能性が高く、気候変動シナリオがより厳しいほどその機会収益が高くなると指摘しています。このような日本企業の可能性も踏まえ、経済産業省は関係省庁と協力しながらグリーン成長戦略を策定し、今後成長可能性が高い14の重点分野を特定し、この分野に民間資

金が供給されていることを期待している。

・また、この戦略の中で、「トランジション・ファイナンス」についても関連省庁と連携しつつ奨励策を打ち出している。経済産業省は、エネルギー産業や製造業といった炭素排出量の相対的に大きな産業を所掌しており、電力、製紙、鉄鋼、セメントなどを主たる対象として、脱炭素に向けたロードマップの作成も実施していく。一足飛びに脱炭素に移行することは難しいが、パリ協定に基づく目標を達成するには、これらの業界にエネルギー消費と炭素排出の双方の削減を促すべく、より広範な支援策を講じる必要がある。本会合でも中国政府の対応が既に議論されたように、この問題は各国に共通している。日中両国には、ASEAN域内を含めて協力の機会が多く存在しており、今後の協力を期待している。

岡田大氏：

・日本政府は「トランジション・ファイナンス」について、国際基準に準拠したガイドラインを作成した。「トランジション」は「グリーン化」とは同じではないが、日本政府によるカーボン・ニュートラルの円滑な実現を図る上で不可欠であり、そのための「トランジション・ファイナンス」はプリンシプル・ベースの規制や監督によって促進することが望ましいと考える。

飯山俊康氏：

・日本の金融業では、米欧の企業を買収したり、現地の専門家を雇用したりすることで、米欧における知見や実績を取り込むアプローチを採用するケースが多い。グリーン・ファイナンスに関しても、弊社グループは、2017年にカーボン・ニュートラルと環境汚染の減少に取り組む電力会社インフラ&パワーファイナンスの専門チームを設立したほか、今般、サステナブル・テクノロジーやインフラストラクチャー、プライベートエクイティ分野における投資とコンサルティングを主たる業務とする米国のグリーンテック・キャピタルを買収した。弊社グループ全体では、ESG投資に焦点を当てている企業を世界中に多数保有しており、現時点で、米欧やアジアにおいて30以上のプロジェクトを展開している。

・弊社グループは、2020年中に14兆円のグリーン・ボンドと1000億ユーロのサステナビリティ・ボンドの幹事証券を務めたほか、持続可能な経済発展に寄与する企業のワラントの発行も手掛けた。日本の個人投資家向けには、環境保護に関する意識の普及やESG投資への関心の向上を目指して、5800億円に達するESG分野の投資ファンドを販売した。また、グリーン・ファイナンスに関する調査の拡充を目指し、2019年には野村サステナビリティ研究センターを設立し、今年「グリーン・ファイナンスと資本市場」を中国語で出版した。同書はCF40幹部にも提供したが、アジアなかでも中国の取組みに焦点を当て、カーボン・ニュートラル目標の実現に向けたグリーン・ボンドの役割など、6つの課題を議論した。

・中国は2020年のグリーン・ファイナンス市場で世界4位にランクされた。そのための資金調達において、銀行経由の間接金融は最大の割合を占めており、債券発行に占める金融債の割合も大きい。中

国政府には、これらの業務に携わる大手銀行に適切な監督を行うことが求められるほか、投資家によるグリーン・ファイナンスへの認識を高めるべく、啓蒙活動にも注力する必要がある。同時に、この分野でも直接金融がより大きな役割を發揮しうよう、投資信託や投資ファンドの健全な発展を促すなど、資本市場の機能を強化する必要がある。この点では、日本政府も中国と同じ課題に直面している。なお、グリーン・ファイナンスに関して徐さんが言及した銀行間市場やパンダ債の役割強化に関しても、弊社グループは関連子会社の活動を通じて貢献していきたい。

○ グリーン金融における日中間の協力

柴田聡氏:

・中国のグリーン・ファイナンスについては、多様なタクソノミが相互に調整され、国際基準に準拠したものへと統一化される可能性に関する議論がある。日本も含む海外の基準との整合性を高めていく際には、中国政府の中でどの部門が調整役を果たすことになるのか、あるいは各部門の役割分担は既に明確になっているのか。

三井千絵氏:

・徐さんは、中国の機関投資家がサステナブル・ファイナンスの実績に関して情報開示を行う際の課題を指摘した。欧州でも同様な問題が焦点の一つとなっており、そのために、投資先企業が炭素排出の実績や削減についてどのようなデータを開示すべきかが検討されている。この問題については、例えば、欧州から投資を受ける中国企業も対応が必要になるといった点で、グローバルに包括的な対応が求められるように思うが、中国政府はどのように対応しようとしているのか。

徐忠氏:

・カーボン・ニュートラル債とサステナビリティ・ボンドに関する SLBP (The Sustainability-Linked Bond Principles、サステナビリティ・リンク・ボンド原則)は、企業に対して投資プロジェクトの炭素排出量の具体的なデータの強制的な開示を要請し、また、グリーン・ボンドによる調達資金の 100%をグリーン関連分野に充てることを求めている。さらに、我々は仲介機関も規制している。例えば、市場参入の面で、仲介機関が法律に違反した場合、投資家は訴訟を起こすことができる。情報開示の強化に関しては、このような取り組みが行われている。

木下信行氏:

・ブロックチェーン技術を活用した「暗号資産」の場合には、マイニングのために膨大な電力が消費される点で地球環境に悪影響を与えている。日本銀行や中国人民銀行は中央銀行デジタル通貨を研究・開発しているが、その差にはブロックチェーン技術の活用についてどう考えているのか。

岡崎久美子氏:

・企業が債券を発行する際には、グリーン・ボンドか否かに拘らず、情報を正確に開示し、格付機関がそれを適切に反映した格付を提示することが重要である。徐さんに伺いたいのだが、中国の金融制度

をより良いものにしていく上では、グリーン・ボンドへの対応を含めて、格付機関にどのような役割を期待しているか。

徐忠氏:

・2008年の金融危機以来、主要国は格付への依存を軽減してきた。これは中国における金融監督の方向でもある。投資家は格付への依存を軽減する必要があり、我々も一部の債券については発行時の格付取得を要求しなくなった。格付の発展をより規範化することが課題である。

・グリーン金融の発展においては、プロジェクトが本当にグリーンであるか否か、目論見書に記載されている事項通りに二酸化炭素を削減したか否かを判断する面で、格付機関は仲介機関として大きな役割を果たせると思う。

大島周氏:

・中国はビッグデータの処理をはじめとするデジタル技術の分野で世界の先頭に立っており、同分野のエンジニアを多数擁している。持続可能な発展とデジタル技術とは不可分の関係にあるが、どのようなデジタル技術が持続可能な発展の核心なのか。その意味で、中国の政策上の方針を教えてください。

○ 気候温暖化に対する財政政策の役割

葉燕斐氏:

・金融業においてグリーン金融の活動は非常に積極的で活発である。グリーン・トランジションないしサステナブル・トランジションにおいて、中国と日本はグリーン金融を支援するために財政面でどのような対策を講じているのか。

高橋慶子氏:

・日本政府は、サステナブル・ファイナンスを成長戦略の一環として重視しており、財政面からもそれをサポートしていく方向ではないか。

劉尚希氏:

・この問題について、中国財政科学研究院は UNDP (国連開発計画) と提携して「財政と気候変動」というテーマで、税收や財政支出の観点からのグリーン発展への影響や、特に気候変動に適応し対応するために財政支出の構造をどう調整し最適化するのかについて研究を行ったことがある。その意味ではグリーン財政も必要であるが、現在はグリーン金融とグリーン・ボンドの概念が広く定着しているのに対し、グリーン財政という概念はまだ共有されていない。本来、低炭素、グリーン発展、気候変動における財政の役割は非常に明確であり、学界でも重要性がコンセンサスとなっている。日本の財政当局はこれらの面でどのような取り組みを図るのか。

岡田大氏:

・梶川さんが説明したグリーン成長戦略の策定に際して、日本政府は、財政面も含む一連の支援策も打ち出しており、その代表例が、企業のグリーン対応に関するイノベーション促進のための 2 兆円基金の創設である。

梶川文博氏:

・日本政府は、2050 年のカーボン・ニュートラルの実現に向けて、イノベーションの促進を図るために 2 兆円規模の基金を創設する。この基金を通じて、水素還元製鉄や人工光合成技術といった最先端の技術開発を促進すべく、10 年超といった長期資金を提供する。こうした投資は、民間のベンチャーキャピタルだけでは不足するリスクマネーを補完するとともに、民間企業によるイノベーションへの投資を誘導する役割を担う。
